

(仮称)新・羽川小学童保育館
特記事項

令和6年5月

小 山 市

修正履歴

6/6 1ページ、2ページ、3ページを一部修正(赤字箇所)

1 (仮称)新・羽川小学童 指定管理者公募の経緯について

小山市立羽川小学校学区において、小山市は令和6年度現在、羽川小学童保育館 A、羽川小学童保育館 B、及び羽川小第二学童保育館の3支援単位を運営しております。

今般、新たに羽川小学校敷地内に「(仮称)新・羽川小学童保育館」を整備し、現在の3支援単位を移転するとともに、新たに1支援単位を追加し、令和7年4月からの運営を開始できるよう進めております。

本公募は、令和7年4月からの新たな運営団体について公募を行うものです。

2 施設及び設備等について

【1】施設概要

- ア 施設名称 (仮称)新・羽川小学童保育館
- イ 所在地 小山市大字羽川125番地 羽川小学校敷地内
- ウ 施設概要 軽量鉄骨造2階建 詳細は別紙平面図のとおり
- エ 開所時間
・平日保育 放課後から午後6時まで ※延長保育午後8時まで
・一日保育 7時30分から午後6時まで ※延長保育午後8時まで
- オ 受入定員
・2階 保育室 A(面積 約76㎡) 定員45名(1支援単位)
・2階 保育室 B(面積 約50㎡) 定員30名(1支援単位)
・1階 保育室 A(面積 約66㎡) 定員40名(1支援単位)
・1階 保育室 B(面積 約49㎡) 定員30名(1支援単位)

【2】設備等について

① 職員駐車場(保護者送迎用駐車場も兼ねる)

別添配置図のとおり。

② 校庭

基本的に活動にて使用可能ですが、使用方法等についての詳細は、受託後に学校と別途協議が必要となります。

③ インターネット

市では導入しません。使用する場合、受託者側で別途無線 LAN 等をご準備ください。

④ 電話

ひかり回線を導入予定です。通信費については、受託者負担とします。

【3】ゴミの処分について

ゴミ処分は別途、収集業者に回収させるよう、受託者側で手配するものとします。

【4】備品について

別添「新羽川 備品リスト案」の通り。

【5】注意事項

本施設は令和6年下半期に工事着工し、令和7年3月頃竣工予定です。

そのため施設の細かな仕様及び調達予定の備品については、今後変更される可能性があることをご承知おきください。

3 職員の配置について

各保育室(支援単位)には、以下と同等の水準にて職員を配置すること。

また各シフトにおいて、必ず1名以上の**放課後児童支援員有資格者**を配置すること。

保育種別	シフト	人数
------	-----	----

通常保育時(平日)	① 放課後～18時	2名
	② 18時以降(延長保育)	2名
一日保育時(土曜・長期休み等)	③ 午前	2名
	④ 午後	2名
	⑤ 18時以降(延長保育)	2名

4 保育料について

- (1) 学童保育館で事業を実施する際に利用者から徴収する保育料は、指定管理者の収入となります。
(2) 保育料の区分及び額の算定は小山市学童保育館条例施行規則第7条を適用するものとします。

区 分	単 位	児童1人当たりの額の範囲
基準保育料	1月	4,000円から9,000円まで
延長保育料	1日	300円を上限とする。
夏季休業日	一の休業期間	4,000円を上限とする。
春季・冬季休業日	一の休業期間	2,000円を上限とする。

※なお基準保育料には、おやつ代を含みます。

- (3) 現在の設定額は以下のとおりです。

学年	保育料	内おやつ代
1年生	8,000円/月	2,000円/月
2年生以上	7,000円/月	2,000円/月
長期休み加算金	*夏休み 1,000円/月(7月・8月)	
	*冬休み 1,000円/月(12月)	
	*春休み 1,000円/月(3月・4月)	
延長保育料	*18時～19時:上限300円	
	*19時～20時:100円	

- (4) 保育料の参考額として、小山市では全学年同一の保育料(8千円)を推奨しています。
(5) 申請時の保育料の記載について
指定管理者選定委員会で事業内容を比較するため、「管理運営に係る収支計画書(様式第3号)」の保育料は(2)、(3)、及び(4)を参考に用いて算出した額を記載してください。

5 登録児童数(人)推移 ※ ()内は障がい児数

	R2.5	R3.5	R4.5	R5.5	R6.5
羽川小学童保育館 (R6から羽川小学童保育館A)	38(4)	34(3)	33(4)	41(4)	41(3)
羽川小学童保育館B (R6～)	-	-	-	-	17(0)
羽川小第二学童保育館	32(4)	31(3)	35(0)	32(0)	32(2)
1年生	14(2)	19(3)	18(1)	23(0)	28(2)
2年生	14(1)	14(1)	17(1)	18(1)	25(0)
3年生	18(1)	11(1)	12(0)	11(1)	18(1)

4年生	10(1)	15(1)	9(1)	9(0)	11(1)
5年生	9(2)	5(0)	10(1)	3(1)	6(0)
6年生	5(1)	2(1)	2(0)	9(1)	2(1)

7 参考 おやつ代・消耗品費等実績額（円）（R2～R4）

	科目	R2	R3	R4	備考
羽川小学童保育館 (現A)	食糧費（おやつ代）	997,064	920,073	765,489	
	消耗品費（児童）	115,455	100,200	90,818	工作代、遊具費、 図書費
	消耗品費（施設）	550,630	176,673	170,757	事務用品、トイレ ットペーパー等
羽川小第二学童	食糧費（おやつ代）	642,520	604,825	847,770	
	消耗品費（児童）	59,974	30,492	68,390	工作代、遊具費、 図書費
	消耗品費（施設）	86,548	166,402	158,450	事務用品、トイレ ットペーパー等

8 参考 光熱水費について

本施設は令和7年3月竣工予定につき、光熱水費等の実績はありません。

そのため、比較的規模の近い、東城南小学童保育館の実績等を参考に記載いたします。

【東城南小学童保育館】

ア 所在地 小山市東城南3丁目9番地2

イ 構造 軽量鉄骨造2階建て

ウ 面積 延床面積216.94㎡/敷地面積432.00㎡

エ 施設概要 保育室1F 68.13㎡ 保育室2F 67.43㎡

オ 定員80名(各階40名) ※2支援単位

	R2	R3	R4	R5（見込）
東城南小学童 光熱水費実績等推移	358,542	407,542	450,877	530,000（見込）
前年比（%）	14%増	14%増	11%増	18%増（見込）

9 指定管理料の上限・下限見込額

指定管理料は、会計年度(4月1日から翌年の3月31日まで)ごとに、年度協定を締結して指定管理者の請求により支払うこととします。支払いは原則として4月、10月に分割して支払うこととし、額や方法等は年度協定で定めます。

指定期間5年間の指定管理料総額の下限は84,698千円、上限は134,962千円とします。(消費税及び地方消費税を含む。)年度毎の内訳は下表の通りです。

- ： 支援単位毎に**指導員2名配置(内1名は放課後児童支援員有資格者)**、及び
4 支援単位持ち回りで土曜保育毎週実施を想定。
- ： 児童数は各支援単位の定員で想定。

【総額（下限）】 単位：千円 4 支援単位合計

年度	R7	R8	R9	R10	R11	5か年合計
指定管理料	16,583	16,761	17,006	16,936	17,412	84,698
備考	※「放課後児童支援員等処遇改善補助金(月額 9,000 円相当賃金改善)」が別途加算されます。					

【総額（上限：障がい児関係加算を適用した場合のもの。）】 単位：千円

年度	R7	R8	R9	R10	R11	5か年合計
指定管理料	20,599	20,773	21,026	20,936	21,444	104,778
障がい児受入推進加算	2,950	2,976	3,036	2,998	3,132	15,092
障がい児受入強化推進加算	2,950	2,976	3,036	2,998	3,132	15,092
各年度合計	26,499	26,725	27,098	26,932	27,708	134,962
備考	※「放課後児童支援員等処遇改善補助金(月額 9,000 円相当賃金改善)」が別途加算されます。 ※『障がい児受入推進加算』は、 <u>支援単位ごと</u> に対象児童1名以上を受け入れ、かつそのために専門的知識等を有する指導員を加配した場合にのみ対象となります。 ※『障がい児受入強化推進加算』は、 <u>支援単位ごと</u> に対象児童3名以上を受け入れ、かつそのために専門的知識等を有する指導員を、『障がい児受入推進加算』加配した人員に加えて加配した場合にのみ対象となります。 ※加算額は年度により変更になる場合があります。					

10 インセンティブ付与について

令和5年度実施の「小山市羽川小学童保育館及び羽川小第二学童保育館放課後児童健全育成事業業務委託に係る簡易公募型プロポーザル」において受託候補者として選定され、契約締結まで至った者が本指定管理者公募に参加した場合、その者については獲得した総得点の10%を加算する形で加点を行います。(小数点以下切り捨て)

11 指導員（支援員・補助員）の雇用について

令和7年度より業務を円滑に開始し、また利用する児童が慣れ親しんだ保育環境を維持していただきたいため、現状勤務している指導員が令和7年度以降も本学童に勤務を希望する場合は、雇用をご配慮お願いいたします。